

職員・利用者に新型コロナウイルスに感染した者等が発生した場合の対応

職員や利用者に新型コロナウイルスに感染者が発生した場合、施設には現状を把握し、感染を拡大させない取組が求められます。

1 情報共有・報告等の実施

なにより現状を把握して、施設全体で情報を共有し対応にあたることが重要です。平時から、感染者が発生したときの連絡体制や職員の確保など、いわゆる業務継続計画（BCP）を作成しておき、職員に周知しておくことで迅速に行動できます。

- ① 新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに施設長や責任者へ報告を行い、当該施設内で情報を共有します。
- ② 管理者は施設の休業を含めた対応方針を決定し、職員や利用者それにそれを通知します。
- ③ 必要に応じ、行政へ決められた報告を行ってください。

2 清掃・消毒等の実施

感染者が発生したら、使用したと思われるところを清掃・消毒します。感染が判明したら、なるべく早く行います。場合によっては、一時的に施設利用を停止することも検討します。

- ① 新型コロナウイルス感染者が利用した共有スペースや居室については、消毒・清掃を実施します。換気を十分にしていましよう。
- ② 具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭します。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、水拭きし、乾燥させます。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒液の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないようにしてください。
- ③ トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで使用後か定期的に清拭します。または次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、同じように水拭きし、乾燥させます。

3 健康調査

まず、今の職員や利用者の健康状態を把握しましょう。

- ① 新型コロナウイルス感染者が発生したことを適切な方法で職員や利用者へ伝え、その上で、現在の体調を確認します。
- ② 体調不良の者がいる場合は、すみやかに医療機関を受診するように勧めてください。また、診断がなされ、対応が決まるまでは施設に来ることを避けるように伝えましょう。
- ③ また体調に変わりがなくても、7日間の朝・夕2回の体温測定や健康観察を依頼しましょう。

4 濃厚に接触した者の特定

感染者と濃厚に接触した者は感染のリスクが高くなります。濃厚に接触した者を特定し、検査を受けてもらい、感染の有無を確認することは施設内の感染拡大防止になります。

- ① 感染者の症状発現前2日から本日までの行動や接触者を施設の記録や本人からの聞き取りから、濃厚に接触した者を特定します。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考にしてください。

- ・ 新型コロナウイルス感染者と1m以内で15分以上、マスクなしで接触した者
 - ・ 新型コロナウイルス感染者と同室または長時間の接触があった者
 - ・ 新型コロナウイルス感染者と会食したもの
 - ・ 適切な感染の防護なしに新型コロナウイルス感染者を看護・介護していた者
 - ・ 新型コロナウイルス感染者の気道分泌液もしくは体液、排泄物等に直接接触した可能性が高い者（席が近い、直接マンツーマンでの指導、サッカーや柔術などのスポーツなど）
- ② 濃厚に接触したと考えられる者については、なるべく検査を受けましょう。無料で検査が可能な薬局（県のホームページ等で確認できます）や医療機関（自費）などで検査を受けることができます。

5 感染拡大防止の取組

施設内に感染が拡大すると、業務の継続が難しくなります。感染拡大を防止し、一刻も早く元の状態に戻す取組を実施しましょう。

感染の拡大を防ぐには、感染可能な期間、施設を休止し、人と人の接触を途絶することがもっとも効果的です。しかし、それが難しい場合は、感染を広げないための工夫をしましょう。

- ① 職員や使用する者の来所時の体温測定と体調の確認の上、記録を残します。
- ② 施設利用時の消毒を徹底します。
- ③ 施設内での飲食を禁止します。
- ④ 職員の昼食等は時間や場所が重ならないように配慮し、やむを得ず同じ場所・時間で食事をとるときには会話を控え、十分な間隔をとり、必要に応じてパーティションを利用します。
- ⑤ 更衣室や喫煙場所を使用するときは、時間や他人との距離に留意します。
- ⑥ 施設利用時には十分に換気を行います。
- ⑦ 職員や利用者の行動範囲は最小限とし、お互いが接する場合は十分な距離を保ちます。
- ⑧ 発語や歌唱などの行動は控えます。
- ⑨ ワクチン接種ができない者を除き、職員や使用者のワクチン接種を勧奨しましょう。

6 2名以上の感染者が発生した場合

対策をとっても感染者の発生が続く場合は、より強力な対策が必要になります。

- ① 1週間（少なくとも5日間）の施設利用を停止することを検討してください。
- ② 対応に苦慮する場合は、所在地を管轄する保健所に連絡して指示を仰ぎましょう。
- ③ 保健所の積極的疫学調査が実施される場合は、可能な限り、感染者の行動や他の人との接触状況、職員や利用者の名簿（年齢、連絡先や居住地など基本的事項が記載されているもの）、勤務や利用状況、施設の見取り図等の資料を準備しておきます。